

川崎市都市計画マスタープラン調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、川崎市都市計画マスタープラン調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)都市計画マスタープラン策定の市内調整に関すること。
- (2)都市計画マスタープラン策定推進の方策に関すること。
- (3)その他都市計画マスタープランに関し必要な事項。

(組織の構成)

第3条 調整会議は、まちづくり局を所管する副市長及び別表に掲げる者をもって、構成する。

(会長)

第4条 調整会議会長は、副市長がその任にあたるものとする。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第6条 調整会議の円滑な運営を図るため、調整会議に幹事会を置く。

(関係者の出席)

第7条 調整会議は、必要に応じて議事に関係ある者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条 事務局は、まちづくり局計画部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。

別表 [調整会議の構成]

総 務 企 画 局 長
財 政 局 長
市 民 文 化 局 長
経 済 労 働 局 長
環 境 局 長
健 康 福 祉 局 長
こ ども 未 来 局 長
ま ち づ くり 局 長
建 設 緑 政 局 長
港 湾 局 長
臨 海 部 国 際 戦 略 本 部 長
危 機 管 理 監
上 下 水 道 事 業 管 理 者
交 通 局 長
消 防 局 長
川 崎 区 長
幸 区 長
中 原 区 長
高 津 区 長
多 摩 区 長
宮 前 区 長
麻 生 区 長
教 育 次 長